

### (3) 判定基準

「燃え殻」、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」及び「その他特に市長が適当と認めたもの」にかかる基準

	項 目	基準値（溶出試験、ダイオキシン類のみ含有量試験）
有 害 物 質	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/ℓ以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下
	有機燐化合物	0.2 mg/ℓ以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ以下
	砒素又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下
	シアン化合物	1 mg/ℓ以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
	チウラム	0.06 mg/ℓ以下
	シマジン	0.03 mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
セレンまたはその化合物	0.3 mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下	
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下	
性 状 一 般	水分	※ 85%以下
	含油量	※ 5%以下

※ 基準値以下であっても性状によって埋め立てを不適当とすることがあります。